

臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備等を求める意見書

世界では移植用臓器の不足を背景に、不正な臓器取引や移植目的の渡航が深刻化しており、人権侵害や医療倫理の危機に直面している。この深刻な状況に対し、国際社会は具体的な行動を起こしている。国際移植学会（TTS）及び国際腎臓学会（ISN）は2008年に、「人の臓器の取引や臓器摘出のための人身取引は禁止され、犯罪とされるべきである」「各国政府や医療従事者は自国住民の移植ツーリズムへの関与を予防、阻止する方策を実行すべきである」等とする、臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブール宣言を声明した。

臓器移植に関する法律の制定や法改正については、2008年のイスラエルを筆頭に、2010年スペイン、2015年イタリア、2015年台湾、2019年カナダ、2019年ベルギー、2022年イギリス、2024年オーストラリアが行っている。このように、国際社会は、不正な臓器取引や移植目的の渡航について、深刻な人道問題及び医療倫理上の問題として、国民の生命の問題として認識し、その問題解決に向けて具体的な行動を強めている。

我が国においては、日本移植学会、日本臨床腎移植学会、日本内科学会、日本腎臓学会、日本透析医学会が、2022年12月に、「移植の恩恵は、非倫理的行為や搾取的な行為に依存することなく」「必要とする人々に分配されなければならない」等とする、イスタンブール宣言2018、5学会共同声明を表明しているが、それに対応する環境整備は不十分で、国際的な潮流に後れを取っている。

公益社団法人日本臓器移植ネットワークによれば、現在、国内では約16,000人もの方が移植を希望し登録しているが、臓器提供は年間で約600件程度となっており、圧倒的なドナー不足が大きな課題となっている。この現状から、海外での臓器移植を求め渡航する人は後を絶たず、2023年に発表された厚生労働省の調査では、海外での臓器移植手術後、国内の医療機関に通院している患者は、2023年3月末時点で543人である。

海外での臓器移植について、臓器提供元のはっきりしないあっせんを行っている事業者もあり、依然として渡航移植の危険性が存在している。実際、海外での臓器移植を希望する患者に対し、国の許可を受けずに臓器提供をあっせんしたとして、NPO法人の理事長が実刑判決を受けた。

さらに、早期の臓器移植を願い、あっせん団体へ何千万円もの渡航移植費用を支払ったにも関わらず、海外の稚拙な医療施設での手術の後、間もなく亡くなった日本人レシピエントも複数報告されている。そして、海外で臓器移植手術を受けた患者が帰国後、国内の病院での診療を希望したが、病院側が、臓器売買や移植ツーリズムに関与しないとの方針で診療を拒否した。この対応を不服とした患者は、医師法第19条の応召義務違反を主張し、病院側に損害賠償を求める裁判を起こした。このように、医療関係者もいきなり訴訟されるリスクを背負うことになる。

よって、本市議会は、国に対し、国際社会と足並みをそろえ、臓器移植に関わる不正な臓器取引や移植目的の渡航等を防止し、国民が知らずに違法な臓器移植に巻き込まれることを防ぐため、適切な臓器移植が行われる必要性についての啓発活動などの環境整備を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月24日

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣 殿
厚生労働大臣
衆議院議長
参議院議長

座間市議会議長 松橋淳郎